

相談

お墓を移転したい

〔相談要旨〕

お墓を自宅の近くに移転したいのですが、どのような手続が必要なのか、教えてほしい。

回答

お墓に収蔵したお骨等を他のお墓等に移す改葬の手続が必要です。改葬を行うためには、お墓が所在する市町村長の許可が必要になります。その手順は、おおむね以下のとおりですが、各市町村で必要書類等が異なる場合がありますので、手続を行う前に、該当市町村にお問い合わせください。

また、お墓の移転に当たり、既存のお墓の廃止や新たにお墓を設置する際に、申請等が必要になる場合があるため、事前に市町村にお問い合わせください。

- 1 改葬先を決定します。
- 2 現在、お墓が所在する市町村で「改葬許可申請書」を入手し、必要事項を記入します。
- 3 改葬許可申請書には、埋葬等の事実の証明欄があるので、墓地（納骨堂）管理者に記入してもらいます。併せて、申請者と墓地使用者等が異なる場合、墓地使用者等の承諾書が必要になります。この承諾書は、承諾欄などの形で改葬許可申請書の様式に含まれていることがあります。
- 4 記入済みの改葬許可申請書をお墓が所在する市町村に提出し、「改葬許可証」を受け取ります。

なお、申請書を提出する際に、申請者本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が、必要になる場合があります。

- 5 改葬許可証を移転先の墓地管理者に提出して、納骨等を行います。

【一口メモ】

先祖代々のお墓を移転する際には、親戚やお墓を管理するお寺などと相談をして、了解の下で進めることが望まれます。

【問合せ先】

改葬の手続については、改葬前のお墓が所在する市町村にお問い合わせください。

（令和 7 年 1 月 6 日 日本海新聞掲載）